

令和3年度第2回
定期監査結果報告書

吉川市監査委員

1 監査の対象

障がい福祉課

市民参加推進課

道路公園課

2 監査の範囲

令和2年度の監査の対象部署における財務に関する事務の執行手続き等

3 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年11月26日まで

4 監査の方法

令和2年度における予算及び事務事業の執行状況について、各部署から提出された調査票と契約事務に係る書類等の関係資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

また、各部署における時間外勤務や旅行命令の事務処理状況、取扱い現金等の保管状況、備品類の管理状況等に係る実地監査を行った。

5 監査の着眼点

事務事業や予算の執行等について、関係法令等に合致しているか検証し、各事業等について、最少の経費により最大の効果が図られているか、組織・運営の合理化が図られているか等に視点を置いて実施した。

6 監査の結果

各部署における事務事業や予算の執行について、いずれも関係法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められる。

ただし、契約事務に関して、書類の不備等の軽易な誤りが見られたため、関係職員に対し改善、検討を指導、要望したので記述は省略した。

◎障がい福祉課

(1) 令和3年度職員数

課長	係長	副主査	主任	主事	保健師	前年度比
1	2	2	2	3	1	+1

産前産後・育児休暇1名、途中退職1名 含む

会計年度任用職員 4人(±0)

(2) 事務事業

重度心身障害者医療費給付事業、在宅重度心身障害者手当支給事業、特別障害者手当等支給事業、福祉タクシー・自動車燃料助成事業、障がい者相談支援事業、障がい者就労支援事業、障害者手帳交付支援事業、発達障がい児(者)支援事業、自立支援医療支給事業、補装具費支給事業、地域活動支援センター事業、緊急時通報体制整備事業、入浴サービス事業、障がい者(児)日常生活用具給付事業、障がい者計画推進事業、障がい者交流促進事業、寝具乾燥サービス事業、意思疎通支援事業、生活訓練事業、移動支援事業、障がい児(者)一時介護支援事業、吉川フレンドパーク支援事業、ひだまり支援事業、中川の郷支援事業、成年後見人制度利用助成事業、介護給付審査事業、介護・訓練等給付事業

(3) 時間外勤務、出張、契約、金銭処理状況

障がい福祉課の令和2年4月から令和3年3月までの時間外勤務時間の合計は1,622時間15分で、時間外勤務が最も多い者が365時間30分、最も少ない者が36時間となっている。時間外勤務を必要とする理由は、障がい者相談支援や自立支援、介護訓練等給付業務等であった。

旅行命令の処理状況については、適正に処理されていた。

契約事務については、主なものとしては、吉川市障がい者就労支援事業委託や、吉川市地域活動支援センター業務委託などの委託契約であり、概ね適正に処理されていた。

金券類については、切手、タクシー券を取り扱っており、使用簿、保管場所等適正に処理されていた。

◎市民参加推進課

(1) 令和3年度職員数

課長	副主幹	係長	主任	主事	前年度比
1	1	1	2	1	±0

会計年度任用職員 2人(±0)

(2) 事務事業

自治会活動支援事業、認可地縁団体支援事業、コミュニティ施設等整備事業、市民まつり事業、市民参画推進事業、コミュニティ協議会事業、協働推進事業、市民活動推進事業、市民活動団体支援事業、平和関連事業、男女共同参画推進事業、女性総合相談事業、配偶者からの暴力防止及び被害者保護事業、多文化共生推進事業、国際姉妹都市交流事業、国際交流団体支援事業、国内交流事業、国内交流団体支援事業

(3) 時間外勤務、出張、契約、金銭処理状況

市民参加推進課の令和2年4月から令和3年3月までの時間外勤務時間の合計は343時間15分で、時間外勤務が最も多い者で109時間30分、最も少ない者で14時間となっている。時間外勤務を必要とする理由は、時間外に行われる市民団体との会議等であった。

旅行命令の処理状況については、適正に処理されていた。

補助金・交付金・負担金の事務については、主なものとしては、吉川市地域自治振興交付金や吉川市自治会活動補助金、吉川市みらいステップアップ助成金などであり、概ね適正に処理されていた。

取扱い現金については、市民まつり参加出展料や、吉川・室根交流協会の会費の取り扱い等であるが、適正に処理されていた。

◎道路公園課

(1) 令和3年度職員数

課長	副主幹	主査	副主査	主任	主任 専門員	主事	技師	前年度 比
1	1	2	2	9	1	2	2	±0

(2) 事務事業

道路台帳整備事業、まちづくり整備基準条例道路後退用地取得事業、道路管理事業、道路改良事業、都市計画街路整備事業、道路維持補修事業、橋りょう長寿命化事業、交通安全施設整備事業、橋りょう架替事業、公園維持管理事業、緑化推進事業、公園整備事業

(3) 時間外勤務、出張、契約、金銭処理状況

道路公園課職員の令和2年4月から令和3年3月までの時間外勤務時間の合計は2,365時間5分で、時間外勤務が最も多い者で425時間、最も少ない者で22時間20分となっている。時間外勤務を必要とする理由は、道路維持補修事業等の要望・苦情対応や、設計積算・完了報告書の作成等であった。

旅行命令の処理状況については、適正に処理されていた。

契約事務については、主なものとしては、市道舗装補修工事や公園・緑地管理業務委託等であり、概ね適正に処理されていた。

取扱い現金については、公園使用料や証明書発行代等があるが、適正に処理されていた。

金券類については、収入印紙を取り扱っており、使用簿、保管場所等適正に処理されていた。